

【豊島区】 介護サービス事故報告書に関するQ & A

令和8年1月作成

1. 死亡、けが等により身体的又は精神的被害を受けた場合について

| 問1   | 回答  |
|--|---|
| 爪切りをした際に皮膚を切ってしまい出血があったため、絆創膏で応急処置をした事故報告書の提出は必要か。 | 応急処置のみで完治した等、「被害又は影響が極めて微小」と判断された内容であれば提出の必要はありません。 |

| 問2  | 回答  |
|---|---|
| 介護サービス提供中の移動時に手足をぶつけたが、痛がる様子がなく、経過観察をした結果、状態に変化も見られなかった場合、事故報告書の提出は必要か。 | 本人の状態に異常・変化が見られないのであれば、「被害又は影響が極めて微小」な内容に該当し、提出の必要はありません。ただし、事後に身体的又は精神的被害を受けたことが発覚した場合、事故報告書の提出が必要になります。 |

| 問3   | 回答                                     |
|--|--|
| 介護サービス提供中にすり傷を伴うけががあったため、消毒等の応急処置をした場合、事故報告書の提出は必要か。 | 「被害又は影響が極めて微小」と判断された内容であれば提出の必要はありません。 |

| 問4   | 回答  |
|--|---|
| 訪問・通所系サービスにおいて、サービス従事者が利用者の自宅を訪問した際、すでに転倒・転落等により倒れている利用者を発見した場合に、事故報告書の提出は必要か。 | 介護サービス事故は、「サービス提供中に発生したもの」を一つの基準としているため、サービス提供前に自宅で発生した事故については、提出の必要はありません。 |

|  |  |
|--|--|
| 問5   | 回答   |
| 医療機関を受診したが、検査等の結果、異常がない場合や治療を要しない場合に、事故報告書の提出は必要か。 | 医療機関を受診した結果異常がない場合、提出の必要はありません。ただし、事故によるけがが原因で後日、身体的又は精神的被害を受けた場合や死亡に至った場合、事業者は速やかに提出してください。 |

|   |  |
|---|--|
| 問6  | 回答   |
| 軽い打撲等、医療機関を受診せず、施設（事業所）内での応急処置も不要なけがをした場合、事故報告書の提出は必要か。 | 原則、提出の必要はありません。ただし、処置や報告をしないことにより、後日利用者又はその家族等からの苦情に繋がると判断した場合は、提出が必要です。 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 問7                  | 回答  |
| 利用者が突然死した場合、提出は必要か。 | 死因が、持病や老衰等で明らかな場合は、提出の必要はありません。ただし、原因を特定できない場合は提出が必要のため、死亡診断書等により原因が明らかになってから提出の要否について判断することを推奨しています。 |

## 2. 感染症又は食中毒の発生について

|  |   |
|--|---|
| 問1   | 回答  |
| 5類感染症（定点把握疾患）が発生し、初めは1名のみの罹患だったが、徐々に感染が拡大し、最終的に10名以上若しくは定員の半数以上が感染した場合、提出は必要か。 | 利用者10名以上若しくは定員の半数以上が感染した場合は提出が必要です。なお、感染拡大により利用者が罹患した際に、既に体調が回復している利用者がある場合でも、一連の感染拡大により、合計10名以上若しくは定員の半数以上が感染した場合は提出が必要です。 |

| 問 2   | 回答  |
|---|---|
| 5 類感染症（定点把握疾患）が発生し、利用者及び施設（事業所）従業者にも感染が拡大した場合に提出は必要か。 | 原則、利用者 10 名以上若しくは定員の半数以上が感染した場合を除いては提出の必要はありません。ただし、従業者の感染により、利用者へのサービス提供に支障が生じる場合、提出が必要です。 |

### 3. 誤薬・与薬漏れ等及び離設があった場合について

| 問 1  | 回答  |
|--|---|
| 他の利用者の薬を誤って服薬したが、体調に変化がなく、医療機関を受診せずに様子観察した場合に提出は必要か。 | 薬の誤薬・与薬漏れ等については、重大な健康被害を及ぼす可能性のある事故であるため、利用者の体調の変化がない場合でも提出が必要です。 |

| 問 2   | 回答         |
|---|------------|
| 利用者本人への服薬を忘れてしまった場合や服薬の時間を誤ってしまった場合に提出は必要か。 | 3. 問 1 同様。 |

| 問 3   | 回答  |
|---|---|
| 利用者がサービス提供中に無断で外出し、行方不明になったが、すぐに発見された場合に提出は必要か。 | 利用者の離設については、重大な健康被害を及ぼす可能性及び事件に繋がる恐れがある事故であるため、提出が必要です。 |

4. 地震等の自然災害、火災又はそれに類する災害の発生により介護サービス等の提供に支障が生じた場合について

5. 利用者又は家族等に関する個人情報の漏洩、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生した恐れがある場合について

6. 犯罪行為及び暴力行為、それに類する行為が行われた場合

7. その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

| 問 1                                       | 回答  |
|---|---|
| 利用者の自宅を訪問中、意図せず利用者の備品等を破損してしまった場合、提出は必要か。 | 利用者の備品を破損してしまった場合、「利用者が経済的損失を受けた場合」に該当するため、提出が必要です。 |